

平成29年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

平成29年6月26日(月) 午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 諸般の報告

1) 陳情の受理及び付託報告

日程第2 陳情書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(審査結果について、文教産業常任委員長報告)

日程第3 同意第7号 農業委員会委員の任命について(寺田 郁哉)
(町長提出)

日程第4 同意第8号 農業委員会委員の任命について(平原 榮)
(同上)

日程第5 同意第9号 農業委員会委員の任命について(鳥越 秀一)
(同上)

日程第6 同意第10号 農業委員会委員の任命について(本釜 好子)
(同上)

日程第7 同意第11号 農業委員会委員の任命について(内菌 雄治)
(同上)

日程第8 同意第12号 農業委員会委員の任命について(徳永 哲朗)
(同上)

日程第9 同意第13号 農業委員会委員の任命について(宿利原 勝吉)
(町長提出)

日程第 10 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命について（宿利原 進）
（ 同 上 ）

日程第 11 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命について（鈴 一磨）
（ 同 上 ）

日程第 12 同意第 1 6 号 農業委員会委員の任命について（安水 純一）
（ 同 上 ）

日程第 13 同意第 1 7 号 農業委員会委員の任命について（鍋 康博）
（ 同 上 ）

日程第 14 同意第 1 8 号 農業委員会委員の任命について（貫見 和洋）
（ 同 上 ）

日程第 15 同意第 1 9 号 農業委員会委員の任命について（毛下 利美）
（ 同 上 ）

日程第 16 同意第 2 0 号 農業委員会委員の任命について（元丸 敏朗）
（ 同 上 ）

日程第 17 同意第 2 1 号 農業委員会委員の任命について（坂元 博美）
（ 同 上 ）

日程第 18 発議第 2 号 錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会設置に関する
決議について
（ 議 員 提 出 ）

日程第 19 議員の派遣について

日程第 20 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程「第3号の追加1」

平成29年第2回 錦江町議会定例会追加議事日程

平成29年6月26日（月）午前10時開議

日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について

提出者 錦江町議会文教産業常任委員会
委員長 池迫 重利

平成29年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成29年6月26日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	馬込 守	
	11番	中野 徳義	
	12番	右田 正	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	楠元 忠洋		
副 町 長	宮下 和久		
教 育 長	長浜 真一		
総務課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
政策企画課長	池之上 和隆	産業建設課長	久保 清隆
保健福祉課長	城下 香代子	農業委員会事務局長	窪 和人
住民税務課長	安田 憲次	教育課長	木場 一昭
会計課長	上園 ひとみ	財政管財係長	馬庭 司
建設課長	寺田 貢治	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	舞原 利博		
住民生活課長	大寺 和久		
職務のため出席した者			
議会事務局長	富尾 俊一		

平成29年 第2回 錦江町議会定例会会議録

平成29年6月26日(月) 午前10時00分
錦江町議会議場

(開 会・開 議)

水口議長 これから、本日の会議を開きます。

(日 程 報 告)

水口議長 本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 諸般の報告

水口議長 日程第1、諸般の報告を行います。本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりでございます。報告申し上げます。
これで諸般の報告を終わります。

日程第2 陳情書第1号

日程第2、陳情書第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算にかかわる意見書採択の要請についてを議題といたします。
本件について、文教産業委員長の報告を求めます。池迫文教産業常任委員長。

池迫文教産業常
任委員長 はい、5番。

水口議長 はい。

[池迫文教産業常任委員長、登壇]

池迫文教産業常
任委員長 皆さん、おはようございます。
当委員会に付託された、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査の期日につきましては、平成29年6月14日に陳情の審査の充実を図るため、説明員として、教育長、教育課長及び才川指導主事の出席を求めて審査を行いました。

まず、陳情の1点目は、「子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。」です。

学級編成、教職員定数に関する制度については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、教育の機会均等と義務教育水準の維持向上をする目的で定められており、具体的な定数については、県で定められています。

県においては、国の公立小・中学校教職員配置基準に県独自の補正配置基準を設けて、小学校1、2年生の30人学級の実施、小学校6学級の学校に教員を1人増やすなどの取り組みがされています。

本町の教職員の長時間労働の実態は、ある程度の時間外労働はあるものの、月100時間を超え、医師による面接等を行う様な教職員はいないとのこと

子どもたちへのきめ細かな指導を行う観点からも教職員の定数改善は必要と思われる。

次に、陳情の2点目は、「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。」です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育諸学校の設置者である地方公共団体に対し、教育の均衡等を図る目的から、国が義務教育諸経費の一部を負担するものです。

義務教育費国庫負担制度の変遷については、昭和28年義務教育費国庫負担法の制定以来、軽微な変更はされたものの、平成17年度までは2分の1の国庫負担でした。

教育の機会均等と教育水準の維持向上は教育の根幹に関わることで、十分な財源が望まれるものです。

陳情の3点目は、「離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な処置を講ずること。」です。

現在の学級編成基準は、小学校では引き続き2つの学年の児童で編成する学級（複式学級）は16人以下、ただし、1年生を含む場合は8人となっており、中学校は8人以下が複式学級になるようです。本町も小学校6校中4校が複式となっている現状です。

へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進し、複式学級の指導の在り方や各教科等の授業のすすめ、進め方等に係る、教職員の指導力の向上を図るとともに、本町では独自の対策として複式学級の支援員も配置しているところです。

小規模校教育の振興には努力しているものの、複式学級の解消に向けた適切な措置を講じていく必要があります。

委員から、「複式学級の支援員については、充実していると思う。他の自治体ではどうなのか。」の質疑に対して「他では非常に少ないと思う。本町では地方創生の総合戦略のプログラムにおいて、小規模校の支援について謳っている。国の学習支援員制度に加え、町独自の制度として取り組んでおり、小規模校の良さを助長できている。」とのことであります。

以上のようなことから、当陳情書は理解できるものであり、「採択すべきもの」と意見の一致をみたところ です。

なお、この陳情に対する討論はありませんでした。

議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定しました。

以上で終わります。

[池迫文教産業常任委員長、降壇]

水口議長

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、陳情書第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算にかかわる意見書採択の要請についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、陳情書第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算にかかわる意見書採択の要請については、委員長の報告のとおり採択

することに決定いたしました。

日程第3 同意第7号
日程第4 同意第8号
日程第5 同意第9号
日程第6 同意第10号
日程第7 同意第11号
日程第8 同意第12号
日程第9 同意第13号
日程第10 同意第14号
日程第11 同意第15号
日程第12 同意第16号
日程第13 同意第17号
日程第14 同意第18号
日程第15 同意第19号
日程第16 同意第20号
日程第17 同意第21号

水口議長

日程第3、同意7号・農業委員会委員の任命についてから日程第17、同意第21号・農業委員会委員の任命についての15議案を一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。楠元町長。

楠元町長

はい。

[楠元町長、登壇]

楠元町長

同意第7号・農業委員会委員の任命について同意を求めることについて、ご説明いたします。

平成28年4月1日から施行された改正農業委員会等に関する法律により、農業委員は従前の公選制を廃止し、町長が議会の同意を得て任命することとなったことから、本同意議案を提案するものでございます。

同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

以下、敬称は省略して申し上げます。

同意第7号・寺田郁哉、同意第8号・平原榮、同意第9号・鳥越秀一、同意第10号・本釜好子、同意第11号・内菌雄治、同意第12号・徳永哲朗、同意第13号・宿利原勝吉、同意第14号・宿利原進、第15号・鈴一磨、同意第16号・安水純一、同意第17号・鍋康博、同意第18号・貫見和洋、同意第19号・毛下利美、同意第20号・元丸敏朗、同意第21号・坂元博美、以上でございます。

[楠元町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、同意第7号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第7号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。同意第7号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

はい、異議なしと認めます。したがって、同意第7号・農業委員会委員の任

命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 8 号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第 8 号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 8 号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 8 号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 9 号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第 9 号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 9 号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 9 号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 10 号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第 10 号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 10 号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 10 号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 11 号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第 11 号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 11 号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 11 号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 12 号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

はい、討論なしと認めます。これから、同意第12号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。同意第12号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第12号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。
次に、同意第13号・農業委員会委員の任命についてを討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第13号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。同意第13号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第13号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。
同意第14号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第14号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。同意第14号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第14号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。
次に、同意第15号・農業委員会委員の任命についてを討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第15号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。同意第15号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第15号・農業いいん、委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。
次に、同意第16号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第16号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。 お諮りします。同意第16号は、これに同意することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。したがって、同意第16号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。 次に、同意第17号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第17号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。 お諮りします。同意第17号は、これに同意することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。したがって、同意第17号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。 次に、同意第18号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第18号は農業委員会委員の任命についてを採決いたします。 お諮りします。同意第18号は、これに同意することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。したがって、同意第18号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。 次に、同意第19号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第19号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。 お諮りします。同意第19号は、これに同意することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。したがって、同意第19号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。 次に、同意第20号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第20号・農業委員会の、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。</p>

お諮りします。同意第20号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第20号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。
次に、同意第21号・農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第21号・農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。同意第21号は、これに同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第21号・農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第18 発議第2号

水口議長

日程第18、発議第2号・錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。
本案についての、提出者の趣旨説明を求めます。3番染川君。

3番染川議員

はい。

[3番染川議員、登壇]

3番染川議員

皆さん、おはようございます。
発議第2号・錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会設置に関する決議について趣旨説明させていただきます。
錦江町議会においては、総合戦略の推進の過程における情報収集、調査・研究を行うために、錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会を、引き続き設置するものであります。
なお、特別委員会の名称は、「錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会」、設置の根拠は、地方自治法第109条及び錦江町議会委員会条例第6条によるものでございます。
設置の目的は、活力にあふれた地方創生に取り組むための調査であります。
委員の定数は、議長を除く全議員であります。
閉会中の継続調査として、錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中も継続して調査等を行うことができるものであります。
議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

[3番染川議員、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、発議第2号・錦江町地方創生まちづくり調

査特別委員会設置に関する決議についてを採決いたします。

お諮りします。第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発議第2号・錦江町地方創生まちづくり調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議員の派遣について

水口議長

日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第20 委員会の閉会中の特定事件の調査について

水口議長

日程第20、委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題といたします。各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

水口議長

日程第21・議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程文書配布のためしばらく休憩をいたします。

休 憩 午前10時26分

開 始 午前10時28分

水口議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、文教産業常任委員長より、発委第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発委第1号

水口議長

追加日程第1、発委第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算にかかわる意見書についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第39条2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、本件は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、発委第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算にかかわる意見書についてを採決いたします。

お諮りします。発委第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発委第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算にかかわる意見書については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成29年第2回錦江町議会定例会を閉会いたします。

散 会 午前10時31分